

令和2年7月10日

公益財団法人広島県体育協会会長 様

新型コロナウイルス感染症広島県対策本部長

広島県知事 湯崎 英彦

「新型コロナウイルス感染拡大防止のための  
広島県の対処方針」の一部改正について（通知）

本県では、外出自粛や休業の協力依頼の解除以降も「新しい働き方様式」等を活用しつつ、感染防止対策に取り組んでいるところです。

こうした中、県においては感染状況等を踏まえ、別紙のとおり、県の「新型コロナウイルス感染拡大防止のための広島県の対処方針」を一部改正しました。

については、この内容につき、貴協会の構成員や関係者の皆様に周知してください。

担 当 地域政策局スポーツ推進課

電 話 082-513-2641（ダイヤルイン）

（担当者 林，藤井）

令和2年7月10日

各加盟団体各位

公益財団法人 広島県体育協会

「新型コロナウイルス感染拡大防止のための広島県  
の対処方針」の一部改正について

平素より本会諸事業推進にご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、別紙のとおり、新型コロナウイルス感染症広島県対策本部から「新型コロナウイルス感染拡大防止のための広島県の対処方針」を一部改正した旨の通知がありました。

つきましては、各加盟団体におかれましては、このことについて、関係者の皆様に周知いただきますようお願いいたします。

# 新型コロナウイルス感染拡大防止のための広島県の対処方針について

令和2年5月15日制定

(令和2年5月22日一部改正)

(令和2年5月26日一部改正)

(令和2年5月29日一部改正)

(令和2年6月18日一部改正)

(令和2年7月 9日一部改正)

新型コロナウイルス感染症広島県対策本部

令和2年5月15日制定(令和2年6月18日一部改正)の「新型コロナウイルス感染拡大防止のための広島県の対処方針」を次のとおり見直すこととし、これに基づいて引き続き感染拡大防止を図る。

## 1 基本的な考え方

- 本県においては、7月1日に59日ぶりの新規感染者が発生したが、国が基本的対処方針で緊急事態措置の解除の判断の目安として示した直近1週間の10万人当たりの累積報告数が0.5人以下であること等を満たしている。
- 5月22日の県の専門員会議において、別紙「感染拡大防止に向けたフェーズ毎の主な対応」(以下「フェーズ」とする)の「レベル1」の状況を維持しているとの意見をいただいたことから、同日からは、外出の自粛や施設の使用制限等は、基本的に解除した。
- 5月25日には、全国で緊急事態宣言は解除されたが、国の対処方針においては、「新しい生活様式」の定着等を前提として、約3週間ごとに一定の移行期間を設け、外出の自粛や施設の使用制限の要請等を緩和しつつ、段階的に社会経済の活動レベルを引き上げることとされた。
- 県においては、他地域の感染状況等に鑑み、6月19日から移動の自粛を解除しているが、イベント開催については、7月31日まで、人数上限を更に緩和するものの、引き続き、開催条件等の制限に取り組むこととし、8月1日以降の対処方針については、後日改正するものとする。
- なお、疫学的状況又は医療状況が悪化した場合は制限を再度強化し、まん延防止に取り組む。
- こうした制限の緩和・強化にあたっては、「フェーズ」のどの段階に該当するかを「見える化」した基準を設定し、地域の疫学的状況や医療状況に関するリスク評価を行いながら、適時・適切に判断する。
- さらに、国において新たな対処方針等が示された場合は、必要に応じて見直しを行うこととする。

## 2 移動の自粛について(法第24条第9項)【令和2年7月31日まで】

他の都道府県への移動については、感染状況や移動先の都道府県が出す情報などを確認して、引き続きリスクが高い地域への移動や施設の利用は控えること。とりわけ、当該都道府県が使用を制限している施設の利用は慎むこと。

## 3 施設の使用制限及び催物の開催の停止の協力要請(法第24条第9項)

### (1) イベントの開催条件【令和2年7月31日まで】

- ・屋内であれば5,000人以下、かつ収容定員の半分以下の参加人数にすること。
- ・屋外であれば5,000人以下、かつ人と人との距離を十分に確保できること（できるだけ2m）を目安としつつ、次のような感染防止対策を講じた上で、開催することができる。

なお、全国的な移動を伴うイベント又はイベント参加者が1,000人を超えるようなイベントの開催を予定する場合には、そのイベントの開催要件等について県に事前相談すること。

- ① 3つの密の発生が原則想定されないこと。
- ② 入場者の制限や誘導、手指の消毒設備の設置、マスクの着用等、適切な感染防止対策が講じられること。
- ③ 入場時等に検温を実施し、発熱等の症状がある場合はイベントの参加を控えてもらうようにすること。その際の払い戻し措置等を規定しておくこと。
- ④ イベントの前後や休憩時間等の交流を極力控えること。
- ⑤ 密閉された空間で、大声での発声、歌唱や声援又は近接した距離での会話等が原則想定されないこと。また、全国的かつ大規模な催物等の開催については、リスクアセスメントの対応が整わない場合は中止又は延期するよう、主催者に慎重な対応を求める。

また、イベント参加者の名簿作成による連絡先等の把握や、スマホの接触確認アプリの活用を図ること。

## (2) 施設の使用条件

施設の使用にあたっては、県民が安心して利用できるよう、「新しい働き方様式」の活用と、業界団体が策定したガイドラインや県が策定した感染防止対策を徹底すること。

なお、次表の施設については、これまで国内でクラスターが発生するなどのリスクの高さに鑑み、「新しい働き方様式」の活用と、業界団体が策定したガイドラインや県が策定した感染防止対策に加え、引き続き、次の取組に協力していただくよう要請する。

- ① 感染症患者が発生した場合に備え、施設利用者の利用状況及び連絡先の把握・管理をすること。
- ② 施設従事者及び利用者から感染症患者が発生した場合には、保健所が実施する積極的疫学調査に協力すること。
- ③ 感染の恐れのある者を特定できない場合には、まん延を防止する観点から、施設名を自ら公表して、利用者に検査や受診を呼びかけること等に協力すること。

次表

区分	対象施設
運動、遊技施設	スポーツクラブなどの運動施設
遊興施設等	キャバレー、ナイトクラブ、スナック、バー、ダーツバー、パブ等 カラオケボックス・カラオケ喫茶、ライブハウス 風俗等に関する営業

## (3) 食事提供施設

食事提供施設の状況は多様であり、一律の対策をあてはめることは困難であることから、次の取組への協力を要請する。

- ① 専門家の意見を得ながら科学的知見に基づいて開発した「広島県新型コロナウイルス感染症に対する安全対策シート（飲食店版）」を活用して、店舗ごとの実情にあった対策を選択・策定し、速やかに実行すること。策定した対策は定期的に見直していくことが望ましい。
- ② 「新型コロナウイルス感染症対策取組宣言店」の取組を活用して、自主的な感染予防対策が見える化し、利用者の安心感の向上に努めること。

#### 4 県民に対する要請（法第24条第9項）

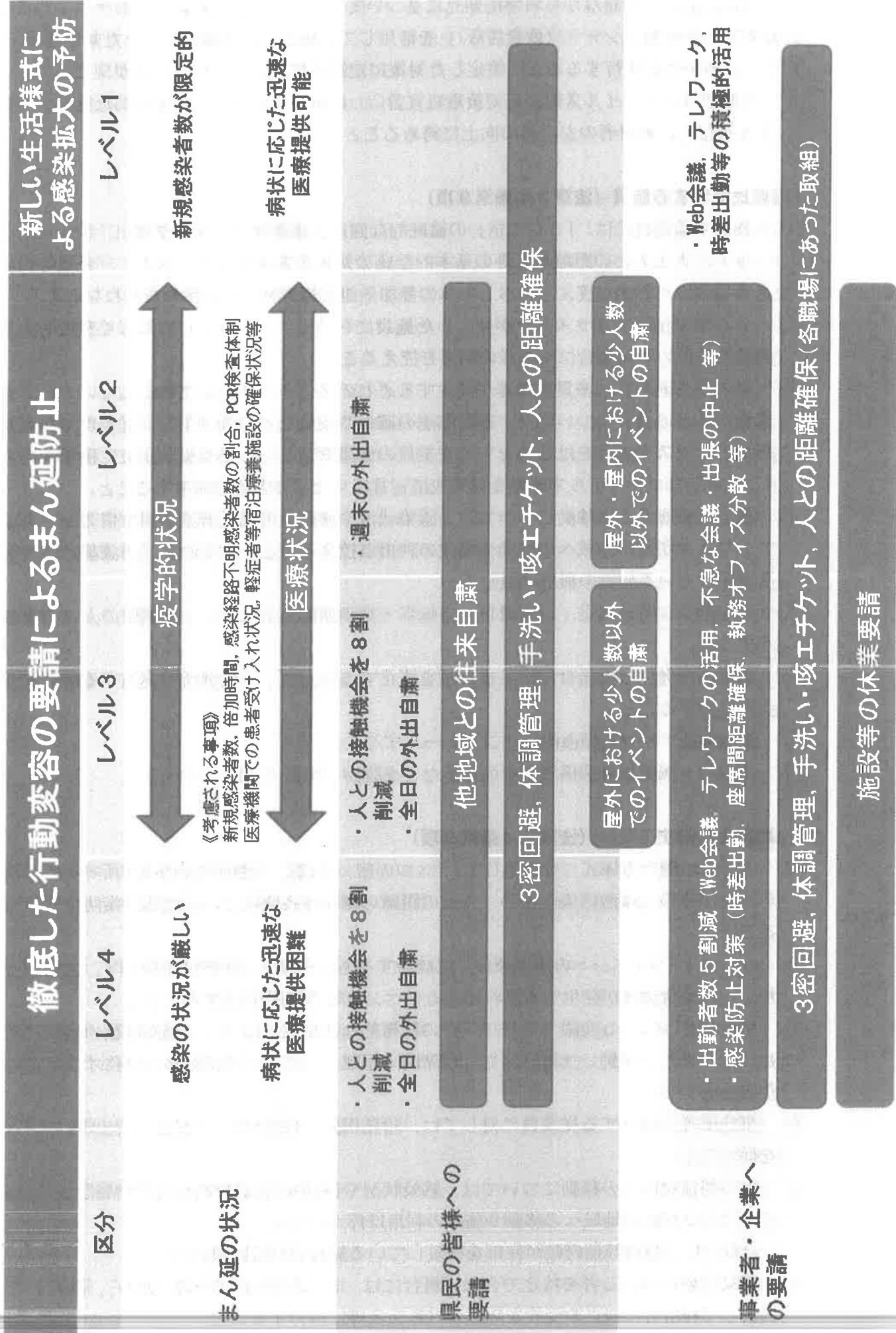
- ① 外出する場合には、「3つの密」の徹底的な回避、体調管理、マスク着用、手洗い・咳エチケット、人と人との距離確保等の基本的な感染対策を実施すること。また、発熱等の症状がある場合は、外出を控え、イベントへの参加や他の都道府県への移動を行わないこと。
- ② これまで全国でクラスターが発生した施設において、3-（2）に基づく感染防止対策が実施されていない場合は、施設の利用を控えること。
- ③ 屋内外を問わず、密集状態等が発生する恐れのあるイベント等に参加しないこと。また、家族以外との会食については、座席間隔の確保や換気などの3密予防、従業員や利用者の手指消毒、マスク着用をはじめとする従業員の健康管理といった感染防止策に積極的に取り組む、「新型コロナウイルス感染症対策取組宣言店」などの店舗を利用すること。
- ④ 他の都道府県への移動については、感染状況や移動先の都道府県が出す情報などを確認して、リスクが高い地域への移動や施設の利用は控えること。とりわけ、当該都道府県が使用を制限している施設の利用は慎むこと。
- ⑤ 在宅勤務、時差出勤、自家用車・自転車・徒歩通勤などにより、通勤時の人との接触を減らすこと。
- ⑥ 感染例が発生した場合には、まん延を防止する観点から、保健所が実施する積極的疫学調査に協力すること。
- ⑦ 接触確認アプリを積極的にインストールすること。
- ⑧ 感染者・医療福祉関係者やその家族などを誹謗・中傷・差別しないこと。

#### 5 事業者に対する要請（法第24条第9項）

- ① 「新しい働き方様式」を活用して、「3つの密」の回避、発熱者等の事業所等への入場防止や、飛沫感染・接触感染防止等、人との距離の確保等各職場にあった感染症防止対策を講じること。
- ② 3-（1）「イベントの開催条件」に該当するものを除き、屋内外を問わず、大勢の者が参加し、密集状態等が発生する恐れのあるイベント等の開催を自粛すること。
- ③ 引き続き、Web会議、テレワークの積極的な活用などにより、出勤者数の削減に取り組むこと。また、出勤した場合にも、座席間の距離をとることや従業員の執務オフィスの分散などを促すこと。
- ④ 事業所等に出勤する従業員に対しては、時差出勤、自家用車・自転車・徒歩等による出勤を促すこと。
- ⑤ 他の都道府県への移動については、感染状況や移動先の都道府県が出す情報などを確認して、リスクが高い地域への移動や施設の利用は控えること。  
とりわけ、当該都道府県が使用を制限している施設の利用は慎むこと。
- ⑥ 感染の恐れのある者を特定できない場合には、まん延を防止する観点から、施設名を自ら公表して利用者に検査や受診を呼びかけること等に協力すること。

# 感染拡大防止に向けたフェーズ毎の主な対応

別紙



《考慮される事項》  
 新規感染者数, 倍加時間, 感染経路不明感染者数の割合, PCR検査体制  
 医療機関での患者受け入れ状況, 軽症者等宿泊療養施設の確保状況等

改正前	屋内外を問わず、家族以外との大人数での会食や、密集状態等が発生する恐れのあるイベント等に参加しないこと。
改正後	屋内外を問わず、密集状態等が発生する恐れのあるイベント等に参加しないこと。また、 <u>家族以外との会食については、座席間隔の確保や換気などの3密予防、従業員や利用者の手指消毒、マスク着用をはじめとする従業員の健康管理といった感染防止策に積極的に取り組む、「新型コロナウイルス感染症対策取組宣言店」などの店舗を利用すること。</u>

#### ウ 接触確認アプリの活用について

感染の拡大防止のため、接触確認アプリを積極的にインストールすることとしました。

#### (3) 移動の自粛について【令和2年7月31日まで。8月1日以降は後日改正】

6月19日から移動の自粛を解除していますが、引き続き、他の都道府県へ移動する際には、感染状況や移動先の都道府県が出す情報などを確認して、リスクが高い地域への移動や施設の利用は控えることとしました。

## 2 適用日

令和2年7月10日

## 「新型コロナウイルス感染拡大防止のための広島県の対処方針」の改正について

令和2年7月9日

新型コロナウイルス感染症広島県対策本部

新型コロナウイルス感染症広島県対策本部では、令和2年7月9日に「新型コロナウイルス感染拡大防止のための広島県の対処方針」を別紙のとおり改正しました。

この対処方針に基づき、引き続き、感染拡大の防止を図ります。

## 1 改正の概要

## (1) イベントの開催条件について【令和2年7月31日まで。8月1日以降は後日改正】

## ア 人数上限について

イベントの開催条件の一つとして、これまで1,000人以下としていた人数上限について、国の対処方針も踏まえ、5,000人以下としました。

人数上限を緩和しますが、引き続き、開催条件などの制限に取り組みます。

屋内	5,000人（改正前1,000人）以下、 かつ収容定員の半分以下の人数にすること。
屋外	5,000人（改正前1,000人）以下、 かつ人と人との距離を十分確保できること（できるだけ2m）。

## イ 県との事前相談について

全国的な移動を伴うイベント又はイベント参加者が1,000人を超えるようなイベントの開催を予定する場合は、施設管理者又はイベント主催者は、事前に県に開催要件などを相談することとしました。

## ウ 検温の実施等について

入場時などに検温を実施し、発熱などの症状がある場合は、イベントの参加を控えてもらうようにし、その際の払い戻し措置などを規定しておくこととしました。

## (2) 県民の皆様への要請について

## ア 発熱等の症状がある場合の外出等の自粛について

発熱等の症状がある場合は、外出を控え、イベントへの参加や他の都道府県への移動を行わないことを改めて明記しました。

## イ 会食について

これまで家族以外との大人数での会食は控えることとしていましたが、会食時の感染防止の取組が大切であることから、「新型コロナウイルス感染症対策取組宣言店」など、感染防止策に積極的に取り組む店舗を利用することとしました。



# スポーツイベントの再開に向けた感染拡大予防ガイドライン 改訂版（概要）

## 1. ガイドラインの位置づけ

- (1) スポーツイベントを再開するに当たっての基準
- (2) 再開後の開催時における感染拡大予防のための留意点

スポーツ団体は、本ガイドラインに従ってスポーツイベントを行うとともに、特に中央競技団体は、必要に応じ、本ガイドラインを参考に、練習・トレーニングにおける注意事項を含んだ競技特性に応じた各競技別のガイドラインの作成に取り組む。

## 2. スポーツイベントの再開に当たっての基本的考え方

3 区域ごとに、スポーツイベントの再開にあたっての基本的考え方を集約。

なお、当該スポーツイベントが開催される都道府県の方針に従うことが大前提であり、開催や実施の判断に迷われた際は、開催地や施設が所在する都道府県のスポーツ主管課や衛生部局等へ相談。

(1) 特定警戒都道府県に指定される都道府県

(2) 特定警戒都道府県以外の都道府県に指定される都道府県

(3) 緊急事態措置の対象とならない都道府県

## 3. スポーツイベント開催・実施時の感染防止策

6 項目ごとに、スポーツイベントを開催・実施することとした主催者が、「新しい生活様式」や「熱中症予防も踏まえ、その運営に当たり留意すべき事項を集約。」

(1) 参加募集時の対応

(2) 当日の参加受付時の留意事項

(3) 参加者への対応

(4) 参加前後の留意事項

(5) 参加者が運動・スポーツを行う際の留意点

(6) その他の留意事項

※本ガイドラインは、現段階で得られている知見等に基づき作成しています。今後の知見の集積及び各地域の感染状況を踏まえて、逐次見直すことがあり得ることに御留意をお願いします。



# スポーツイベントの再開に向けた感染拡大予防ガイドライン

令和 2 年 5 月 1 4 日  
(令和 2 年 5 月 2 9 日 改訂)  
公益財団法人日本スポーツ協会  
公益財団法人日本障がい者スポーツ協会

## 1 はじめに

5月4日に第33回新型コロナウイルス感染症対策本部が開催され、同本部において改正された「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（以下「基本的対処方針」という。）においては、同日に公表された、新型コロナウイルス感染症対策専門家会議（以下「専門家会議」という。）「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」も踏まえ、事業者及び関係団体は、今後の持続的な対策を見据え、5月4日開催の専門家会議の提言を参考に、業種や施設の種別ごとにガイドラインを作成するなど、自主的な感染防止のための取組を進めることが求められています。

本ガイドラインは、基本的対処方針を受けて、各種スポーツイベントを再開するに当たっての基準や、再開後の開催時における感染拡大予防のための留意点について、専門家会議の提言等を参考にし、まとめたものです。

各スポーツ団体におかれては、本ガイドラインに従ってスポーツイベントを行っていただくとともに、特に中央競技団体におかれては、必要に応じ、本ガイドラインを参考に、練習・トレーニングにおける注意事項を含んだ、競技特性に応じた各競技別のガイドラインの作成に取り組んでいただきますようお願いいたします。

なお、スポーツイベントの実施に際しての新型コロナウイルス感染症への感染を防止するための方策については、必ずしも十分な科学的な知見が集積されている訳ではありません。このため、本ガイドラインは、現段階で得られている知見等に基づき作成しています。今後の知見の集積及び各地域の感染状況を踏まえて、逐次見直すことがあり得ることに御留意をお願いいたします。

また、スポーツイベントの実施の際に利用する施設における感染拡大予防策については、5月14日付けでスポーツ庁が作成した「社会体育施設の再開に向けた感染拡大予防ガイドライン」等を参考に、施設管理者とも相談しつつ取り組んでいただけますようお願いいたします。

## 2 スポーツイベントの再開に当たっての基本的考え方について

スポーツイベントの再開に当たっては、基本的対処方針、専門家会議提言等に基づき、以下のとおり対応することが適当です。

なお、当該スポーツイベントが開催される各都道府県知事の方針に従うことが大前提であり、開催や実施の判断に迷われた際は、開催地や施設が所在する都道府県

のスポーツ主管課や衛生部局等への御相談をお願いします。

(1) 特定警戒都道府県に指定される都道府県

- 比較的少人数のものも含め、クラスターが発生するおそれがあるスポーツイベントについては、引き続き、各都道府県知事からの自粛要請等に基づき、適切に対応することが求められます。
- 特に、全国的かつ大規模なスポーツイベントについては、感染リスクへの対応が整わない場合は中止又は延期するよう、各都道府県知事からの要請等に基づき、慎重な対応をとることが必要です。

(2) 特定警戒都道府県以外の特定都道府県に指定される都道府県

- 全国的かつ大規模なスポーツイベントの開催については、感染リスクへの対応が整わない場合は中止又は延期するよう、各都道府県知事からの要請等に基づき、慎重な対応をとることが必要です。
- 一方、比較的少人数が参加するスポーツイベントについては、地域の感染状況等も踏まえて、各都道府県知事がイベントの開催制限の解除等の対応をとることが考えられます。この場合は、適切な感染防止対策（後述「3 スポーツイベント開催・実施時の感染防止策について」参照）を講じた上で実施することが可能です。

(3) 緊急事態措置の対象とならない都道府県

- 基本的対処方針によれば、スポーツイベントを含む催物の開催については、各都道府県知事において、「新しい生活様式」や業種ごとに策定されるガイドラインに基づく適切な感染防止策が講じられることを前提に、おおむね3週間ごとに、地域の感染状況や感染拡大リスク等について評価を行いながら、段階的に規模要件（人数上限）を緩和することとされています。また、各都道府県知事宛に別添の「移行期間における都道府県の対応について」（令和2年5月25日付け内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長事務連絡）が発出されており、本文及び別紙において、移行期間におけるステップごとの屋内外の別での施設収容率や人数上限に係る基本的考え方等が示されているところです。
- これらを踏まえた各都道府県における、スポーツイベントを含む催物の開催に係る方針に従い、実施の可否等について御判断いただくようお願いします。また、判断に迷う場合は、開催地の都道府県スポーツ主管課に相談してください。
- 上記の移行期間において、各段階の一定規模以上のスポーツイベントの開催については、リスクへの対応が整わない場合は中止又は延期するなど、各都道府県知事からの要請等に基づき、慎重な対応をとることが必要です。
- 感染拡大の兆候やスポーツイベントにおけるクラスターの発生があった場合、各都道府県知事の協力の要請等に基づき、無観客化、中止、延期等の適切な対応を行うことが必要です。

### 3 スポーツイベント開催・実施時の感染防止策について

スポーツイベント開催・実施時の感染防止策について、基本的対処方針、専門家会議提言等に基づき、参加者がスポーツイベントに安全・安心に参加できるよう、各都道府県知事の方針に反しないことを前提として、スポーツイベントを開催・実施することとした主催者が、その運営に当たり留意すべき事項を取りまとめたものです。

また、スポーツイベントの主催者は、以下の内容を踏まえつつ、各イベントの特性を勘案して、感染防止のため自らが実施すべき事項や参加者が遵守すべき事項をあらかじめ整理することが求められます。また、各事項については、チェックリスト化(※)し、適切な場所(イベントの受付場所等)に掲示するとともに、各事項がきちんと遵守されているか定期的に巡回・確認することにより、イベントの主催者だけでなく、参加者を含む関係者全員が感染防止のために取り組むことが必要です。なお、各事項の整理に当たっては、5月4日開催の専門家会議提言の別添において、「新しい生活様式」の実践例が示されているので、そちらも参照してください。また、障がい者や高齢者など参加者の特性にも配慮する必要があります。

(※) チェックリスト(主催者及び参加者向け)のサンプルを添付しております(別添1、2)。

各スポーツイベントの特性等を勘案して、感染拡大防止のための必要な取組を適宜盛り込んでいただきますようお願いします。

#### (1) スポーツイベントの参加募集時の対応

スポーツイベントの主催者は、参加募集に際し、感染拡大の防止のために参加者が遵守すべき事項を明確にして、協力を求めることが必要です。また、これを遵守できない参加者には、他の参加者の安全を確保する等の観点から、スポーツイベントへの参加を取り消したり、途中退場を求めたりすることがあり得ることを周知することが必要です。

なお、スポーツイベントの主催者が参加者に求める感染拡大防止のための措置としては、以下のものが挙げられます。

- ① 以下の事項に該当する場合は、自主的に参加を見合わせる(イベント当日を確認を行う)。
  - ア 体調がよくない場合(例:発熱・咳・咽頭痛などの症状がある場合)
  - イ 同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合
  - ウ 過去14日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航又は当該在住者との濃厚接触がある場合
- ② マスクを持参すること(参加受付時や着替え時等のスポーツを行っていない際や会話をする際にはマスクを着用すること)。
- ③ こまめな手洗い、アルコール等による手指消毒を実施すること。
- ④ 他の参加者、主催者スタッフ等との距離(できるだけ2mを目安に(最低1m))を確保すること。(障がい者の誘導や介助を行う場合を除く。)
- ⑤ イベント中に大きな声で会話、応援等をしないこと。

- ⑥ 感染防止のために主催者が決めたその他の措置の遵守、主催者の指示に従うこと。
- ⑦ イベント終了後2週間以内に新型コロナウイルス感染症を発症した場合は、主催者に対して速やかに濃厚接触者の有無等について報告すること。

## (2) 当日の参加受付時の留意事項

スポーツイベントの主催者は、イベント当日の受付時に参加者が密になることへの防止や、安全にイベントを開催・実施するため、以下に配慮して受付事務を行うことが必要です。

- ① 受付窓口には、手指消毒剤を設置すること。
- ② 発熱や軽度であっても咳・咽頭痛などの症状がある人は入場しないように呼び掛けること。(状況によっては、発熱者を体温計などで特定し入場を制限することも考えられる。)
- ③ 人と人が対面する場所は、アクリル板、透明ビニールカーテンなどで遮蔽すること。
- ④ 参加者が距離をおいて(できるだけ2mを目安に(最低1m))並べるように目印の設置等を行うこと。
- ⑤ 受付を行うスタッフには、マスクを着用させること。
- ⑥ インターネットやスマートフォンを使った電子的な受付の一層の普及を図り、受付場所での書面の記入や現金の授受等を避けるようにすること。
- ⑦ 当日の受付のほか、イベント前日の受付を行うなど当日の混雑を極力避けること。

## (3) スポーツイベント参加者への対応

### 1) 体調の確認

スポーツイベントの主催者は、イベント当日に、参加者から以下の情報を、主催者が保存できる形で提出を求めることが必要です。

- ① 氏名、年齢、住所、連絡先(電話番号)※個人情報の取扱いに十分注意する。
- ② イベント当日の体温
- ③ イベント前2週間における以下の事項の有無
  - ア 平熱を超える発熱
  - イ 咳(せき)、のどの痛みなど風邪の症状
  - ウ だるさ(倦怠(けんたい)感)、息苦しさ(呼吸困難)
  - エ 嗅覚や味覚の異常
  - オ 体が重く感じる、疲れやすい等
  - カ 新型コロナウイルス感染症陽性とされた者との濃厚接触の有無
  - キ 同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合
  - ク 過去14日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航又は当該在住者との濃厚接触がある場合

## 2) マスク等の準備

スポーツイベントの主催者は、参加者がマスクを準備しているか確認することが必要です。

なお、運動・スポーツ中のマスクの着用は参加者等の判断によるもの（※）とするものの、参加の受付、着替え、表彰式等の運動・スポーツを行っていない間、特に会話する時には、マスクの着用を求めることが考えられます。

（※）マスク（特に外気を取り込みにくいN95などのマスク）を着用して運動やスポーツを行った場合、十分な呼吸ができず人体に影響を及ぼす可能性があることや、熱放散が妨げられることで熱中症のリスクが高くなることを周知すること。また、息苦しさを感じた時はすぐにマスクを外すことや休憩を取る等、無理をしないことについても周知すること。

## 3) スポーツイベント参加前後の留意事項

スポーツイベントに参加する個人や団体は、イベントの前後のミーティングや懇親会等においても、三つの密を避けること、会話時にマスクを着用するなどの感染対策に十分に配慮することが求められます。

## (4) スポーツイベントの主催者が準備等すべき事項

### 1) 手洗い場所

スポーツイベントの主催者は、参加者がイベント開催・実施の間に手洗いをこまめに行えるよう、以下に配慮して手洗い場所を確保することが必要です。

- ① 手洗い場には石鹸（ポンプ型が望ましい）を用意すること。
- ② 「手洗いは30秒以上」等の掲示をすること。
- ③ マラソンイベント等では、始点、休憩所、終点にできるだけ手洗い場を確保すること。
- ④ 手洗い後に手を拭くためのペーパータオル（使い捨て）を用意することも考えられる。（参加者にマイタオルの持参を求めてもよい。布タオルや手指を乾燥させる設備については使用しないようにすること。）
- ⑤ 手洗いが難しい場合は、アルコール等の手指消毒剤を用意すること。

### 2) 更衣室、休憩・待機スペース

更衣室、休憩・待機スペースは感染リスクが比較的高いと考えられることに留意することが必要です。

スポーツイベントの主催者は、運動・スポーツを行うための服装に着替える更衣室や、一時的な休息をするための休憩スペース、参加者等が参加前の確認を受ける待機スペース（招集場所）について、以下に配慮して準備することが求められます。

- ① 広さにはゆとりを持たせ、他の参加者と密になることを避けること。（障がい者の介助を行う場合を除く。）

- ② ゆとりを持たせることが難しい場合は、一度に入室する参加者の数を制限する等の措置を講じること。
- ③ 室内又はスペース内で複数の参加者が触れると考えられる場所（ドアノブ、ロッカーの取手、テーブル、椅子等）については、こまめに消毒すること。
- ④ 換気扇を常に回す、換気用の小窓を開ける等、換気に配慮すること。

### 3) 洗面所

洗面所（トイレ）についても感染リスクが比較的高いと考えられることに留意することが必要です。

スポーツイベントの主催者は、運動・スポーツを行う際に利用する洗面所（トイレ）について、以下に配慮して管理することが求められます。

- ① トイレ内の複数の参加者が触れると考えられる場所（ドアノブ、水洗トイレのレバー等）については、こまめに消毒すること。
- ② トイレの蓋を閉めて汚物を流すよう表示すること。
- ③ 手洗い場には石鹼（ポンプ型が望ましい）を用意すること。
- ④ 「手洗いは30秒以上」等の掲示をすること。
- ⑤ 手洗い後に手を拭くためのペーパータオル（使い捨て）を用意することもある。（参加者にマイタオルの持参を求めてもよい。布タオルや手指を乾燥させる設備については使用しないようにすること。）

### 4) 飲食物の提供時

スポーツイベントの主催者は、運動・スポーツの際の栄養補給等として飲食物を参加者に提供する際は、以下に配慮して行うことが求められます。

- ① 参加者が飲食物を手にする前に、手洗い、手指消毒を行うよう声を掛けること。
- ② スポーツドリンク等の飲料については、ペットボトル・ビン・缶や使い捨ての紙コップで提供すること。（ただし、ドーピング検査の対象となる者が参加するイベントでは、未開封の飲料を提供しなければならないこと。）
- ③ 果物等の食品については、参加者が同じトング等で大皿から取り分ける方式を避け、一人分を小皿に取り分けたものを参加者に提供するなど、工夫を行うこと。
- ④ 飲食物を取り扱うスタッフにはマスクを着用させること。

### 5) 観客の管理

スポーツイベントに観客も参加させる場合には、観客同士が密な状態とならないよう、必要に応じ、あらかじめ観客席の数を減らすなどの対応をとることが求められます。また、大声での声援を送らないことや会話を控えること、会話をする場合にはマスクを着用すること等の留意事項を周知することが必要です。



## 6) スポーツイベント会場

スポーツイベントを室内で実施する場合には、換気の悪い密閉空間とならないよう、十分な換気を行う必要があります。

具体的には、換気設備を適切に運転することや、定期的に窓を開け外気を取り入れる等の換気を行うことが考えられます。

(※) スポーツ庁作成の「社会体育施設の再開に向けた感染拡大予防ガイドライン」等を参考に、施設管理者とも相談しつつ取り組んでいただきますようお願いいたします。  
(再掲)

## 7) ゴミの廃棄

鼻水、唾液などが付いたごみは、ビニール袋に入れて密閉して縛り、ゴミを回収する人は、マスクや手袋を着用することが求められます。また、マスクや手袋を脱いだ後は、必ず石鹸と流水で手を洗い、手指消毒することが必要です。

## (5) 参加者が運動・スポーツを行う際の留意点

スポーツイベントの主催者は、イベントの参加者に対し、以下の留意点や利用者が遵守すべき内容を周知・徹底することが求められます。

### ① 十分な距離の確保

運動・スポーツの種類に関わらず、運動・スポーツをしていない間も含め、感染予防の観点から、周囲の人となるべく距離(※)を空けること。(介助者や誘導者の必要な場合を除く。)

強度が高い運動・スポーツの場合は、呼気が激しくなるため、より一層距離を空ける必要があること。また、水泳時などでマスクをしていない場合には、十分な距離を空けるよう特に留意をする必要があること。

(※) 感染予防の観点からは、少なくとも2mの距離を空けることが適当である。

### ② 位置取り

走る・歩くイベントにおいては、前の人の呼気の影響を避けるため、可能であれば前後一直線に並ぶのではなく、並走する、あるいは斜め後方に位置取ること。

### ③ その他

ア 運動・スポーツ中に、唾や痰をはくことは極力行わないこと。

イ タオルの共用はしないこと。

ウ 飲食については、指定場所以外で行わず、周囲の人となるべく距離をとって対面を避け、会話は控えめにすること。また、同じトング等での大皿での取り分けや回し飲みはしないこと。

エ 飲みきれなかったスポーツドリンク等を指定場所以外(例えば走路上)に捨てないこと。

(※) その他、各中央競技団体において、競技特性に応じ、各競技別のガイドラインを作成する際、上記以外に感染拡大防止のための必要な取組を適宜盛り込んでいた

だきますようお願いします。(再掲)

(6) その他の留意事項

スポーツイベントの主催者は、万が一感染が発生した場合に備え、個人情報の取扱いに十分注意しながら、イベント当日に参加者より提出を求めた情報(上記(3)1))について、保存期間(少なくとも1月以上)を定めて保存しておくことが必要です。

また、スポーツイベント終了後に、参加者から新型コロナウイルス感染症を発症したとの報告があった場合や地域の生活圏において感染拡大の可能性が報告された場合の対応方針について、開催自治体の衛生部局とあらかじめ検討しておくことが必要です。

加えて、現在、導入が検討されているスマートフォンを活用した接触確認アプリは接触率の低減や感染の拡大防止に寄与することを踏まえ、活用を検討してください。

<参考ホームページ>

・社会体育施設の再開に向けた感染拡大予防ガイドライン(令和2年5月14日スポーツ庁作成・令和2年5月25日改訂)

[https://www.mext.go.jp/sports/content/20200514-spt\\_sseisaku01-000007106\\_1.pdf](https://www.mext.go.jp/sports/content/20200514-spt_sseisaku01-000007106_1.pdf)

・新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針(令和2年3月28日(令和2年5月25日変更)・新型コロナウイルス感染症対策本部決定)

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000633501.pdf>

・移行期間における都道府県の対応について(令和2年5月25日付け内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長事務連絡)

[https://corona.go.jp/news/pdf/ikoukikan\\_taiou\\_0525.pdf](https://corona.go.jp/news/pdf/ikoukikan_taiou_0525.pdf)

・新型コロナウイルスを想定した「新しい生活様式」を公表しました(厚生労働省ホームページ)

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431\\_newlifestyle.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_newlifestyle.html)

・スポーツ活動再開時の新型コロナウイルス感染症対策と熱中症予防について(公益財団法人日本スポーツ協会)

<https://www.japan-sports.or.jp/news/tabid92.html?itemid=4164>

(以上)